

## 議案第63号

八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

### 記

八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条－第18条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第19条－第28条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第29条・第30条）

第5章 雑則（第31条－第33条）

#### 附則

##### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

## 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表（二）

イ 医療職給料表（三）

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 八幡浜市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号。以下「給与条例」という。）第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間

条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第8条 給与条例第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。

(特殊勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第47号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

(地域手当)

第10条 給与条例第11条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の地域手当について準用する。

(時間外勤務手当)

第11条 給与条例第14条第1項及び第3項から第7項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「第2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間」と、「第18条」とあるのは「第17条」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた時間外勤務代休時間」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第12条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「勤務時間条例第1

0条第1項に規定する」とあるのは「八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第34号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第10条第1項に規定する」と、同条第2項中「において正規の勤務時間」とあるのは「において当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

（夜間勤務手当）

第13条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第14条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前3条の」とあるのは「第11条の規定により準用する給与条例第14条、第12条の規定により準用する給与条例第15条及び前条の規定により準用する給与条例第16条の」と読み替えるものとする。

（端数処理）

第15条 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第11条の規定により準用する給与条例第14条、第12条の規定により準用する給与条例第15条及び第13条の規定により準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第16条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。

2 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6か月以

上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月1日を基準日（給与条例第19条第1項の基準日をいう。第25条第3項において同じ。）とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第17条 第11条の規定により準用する給与条例第14条、第12条の規定により準用する給与条例第15条及び第13条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第18条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条の規定により計算して得た勤務1時間当たりの給与額を減額する。

### 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第19条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当た

りの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして、第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

（特殊勤務に係る報酬）

第20条 特殊勤務手当条例第2条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

（時間外勤務に係る報酬）

第21条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この章において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における

正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次の各号に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50（休日勤務に係る報酬）

第22条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規

の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、当該休日勤務に対しては、同項に規定する休日勤務に係る報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第23条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第24条 第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第25条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月1日を基準日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第26条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日（死亡により退職した場合にあっては、当該死亡した日の属する月の末日）までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外ときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第27条 第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第19条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除

して得た額

- (3) 時間額による報酬 第19条第3項の規定により計算して得た額  
(報酬の減額)

第28条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号の規定により計算して得た勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号の規定により計算して得た勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

#### 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第8条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 前項に規定する通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第8条第2項から第8項までの規定を準用する。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 公務のための旅行に係る費用弁償の額は、八幡浜市職員の旅費に関する条例(平成17年条例第50号)の規定を準用する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の等級は、2等級に相当するものとする。

#### 第5章 雑則

(給与からの控除)

第31条 給与条例第7条の2の規定は、会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第32条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額（円）	給料月額（円）
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000

20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700

50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	278,100
62	226,600	279,100
63	227,400	280,000
64	228,300	281,000
65	229,000	281,500
66	229,800	282,400
67	230,700	283,100
68	231,700	284,000
69	232,400	285,000
70	233,100	285,800
71	233,700	286,600
72	234,500	287,400
73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600
77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300

80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500

110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第32条の規定に該当する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（二）

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額（円）	給料月額（円）
1	149,000	186,900
2	150,400	188,500
3	151,800	190,100
4	153,200	191,700
5	154,400	193,200
6	156,200	194,700
7	157,900	196,300

8	159,600	197,800
9	161,300	199,400
10	163,000	201,100
11	164,700	202,700
12	166,500	204,400
13	168,000	205,800
14	169,900	207,400
15	171,900	209,000
16	173,800	210,600
17	175,700	212,000
18	177,600	213,600
19	179,400	215,300
20	181,300	217,000
21	183,200	218,300
22	184,700	219,800
23	186,200	221,200
24	187,700	222,700
25	189,300	224,100
26	190,600	225,500
27	192,100	226,800
28	193,500	228,100
29	195,000	229,400
30	196,200	230,800
31	197,500	232,300
32	198,800	233,700
33	200,200	234,800
34	201,600	236,100
35	202,900	237,100
36	204,300	238,400
37	205,400	239,800

38	206,700	241,100
39	208,000	242,200
40	209,300	243,500
41	210,400	244,800
42	211,600	245,900
43	212,800	247,100
44	214,000	248,200
45	215,200	249,300
46	216,300	250,700
47	217,300	252,200
48	218,400	253,500
49	219,400	255,100
50	220,400	256,500
51	221,300	257,900
52	222,300	259,200
53	222,700	260,300
54	223,600	261,700
55	224,300	263,100
56	225,200	264,400
57	225,900	265,200
58	226,800	266,500
59	227,500	267,800
60	228,300	269,100
61	229,200	270,000
62	230,000	271,200
63	230,900	272,500
64	231,900	273,800
65	232,500	274,600
66	233,300	275,700
67	234,100	276,600

68	234,900	277,700
69	235,600	278,700
70	236,300	279,700
71	237,000	280,800
72	237,600	281,900
73	238,300	282,500
74	239,100	283,200
75	239,900	283,700
76	240,600	284,500
77	241,000	285,300
78	241,600	285,900
79	242,200	286,500
80	242,800	287,100
81	243,100	287,800
82	243,500	288,300
83	243,900	288,700
84	244,200	289,100
85	244,500	289,300
86		289,500
87		289,700
88		289,900
89		290,300
90		290,500
91		290,700
92		290,900
93		291,300
94		291,500
95		291,700
96		292,000
97		292,400

98		292,700
99		292,900
100		293,200
101		293,500
102		293,700
103		293,900
104		294,200
105		294,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（三）

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額（円）	給料月額（円）
1	163,000	190,500
2	164,400	192,600
3	165,900	194,700
4	167,300	196,700
5	168,800	198,800
6	170,300	201,100
7	171,800	203,400
8	173,300	205,700
9	174,600	208,100
10	176,300	209,500
11	177,900	210,900
12	179,400	212,100
13	180,900	213,500
14	182,900	214,900
15	184,900	216,400
16	186,900	217,600
17	189,100	219,000

18	191,200	220,500
19	193,300	222,000
20	195,400	223,500
21	197,500	224,700
22	199,700	226,400
23	201,900	228,100
24	204,100	229,800
25	206,100	231,100
26	207,400	232,800
27	208,600	234,500
28	209,900	236,200
29	211,100	237,800
30	212,200	239,200
31	213,500	240,500
32	214,700	241,600
33	216,000	242,800
34	217,300	243,900
35	218,600	244,800
36	219,900	245,900
37	221,100	246,800
38	222,500	247,900
39	223,800	248,800
40	225,200	249,900
41	226,100	250,400
42	227,500	251,300
43	228,900	252,200
44	230,300	253,100
45	231,500	253,900
46	232,900	254,900
47	234,200	255,800

48	235,500	256,800
49	236,500	257,800
50	237,600	258,900
51	238,600	260,100
52	239,700	261,300
53	240,600	262,400
54	241,700	263,900
55	242,700	265,300
56	243,700	266,700
57	244,400	268,200
58	245,400	269,800
59	246,100	271,300
60	247,100	272,800
61	248,000	274,200
62	249,000	275,700
63	249,800	277,200
64	250,800	278,500
65	251,700	279,900
66	252,600	281,400
67	253,700	282,900
68	254,600	284,400
69	255,400	285,500
70	256,500	287,000
71	257,600	288,500
72	258,700	289,900
73	260,100	290,900
74	261,400	292,300
75	262,700	293,500
76	263,900	294,800
77	264,900	296,200

78	266,000	297,500
79	267,300	298,700
80	268,500	300,000
81	269,400	300,500
82	270,400	301,700
83	271,500	302,800
84	272,600	304,000
85	273,400	305,100
86	274,300	306,300
87	275,400	307,500
88	276,500	308,600
89	277,300	309,900
90	278,200	311,100
91	279,000	312,300
92	280,000	313,500
93	280,900	314,300
94	281,900	315,000
95	282,800	315,700
96	283,800	316,300
97	284,400	317,000
98	285,200	317,300
99	285,800	317,900
100	286,700	318,600
101	287,500	319,000
102	288,300	319,600
103	289,100	320,200
104	289,900	320,800
105	290,600	321,200
106	291,100	321,700
107	291,600	322,200

108	292,100	322,700
109	292,300	323,100
110	292,600	323,500
111	292,800	323,800
112	293,200	324,100
113	293,500	324,500
114	293,700	324,900
115	294,100	325,300
116	294,400	325,600
117	294,700	325,800
118	295,000	326,100
119	295,300	326,500
120	295,700	326,700
121	296,000	326,900
122	296,400	327,200
123	296,700	327,500
124	297,100	327,800
125	297,300	328,000
126	297,500	328,300
127	297,800	328,700
128	298,200	328,900
129	298,400	329,100
130	298,700	329,300
131	299,100	329,700
132	299,500	329,900
133	299,700	330,200
134	300,000	330,600
135	300,400	331,000
136	300,700	331,400
137	300,900	331,700

138	301,200	332,100
139	301,600	332,500
140	301,900	332,900
141	302,100	333,200
142	302,500	333,600
143	302,900	333,900
144	303,200	334,300
145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	

168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第5条関係）

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となるべき職務
行政職給料表	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務
医療職給料表（二）	1級	放射線室技師、検査室技師、リハビリテーション室技士、医療機器管理室技師、栄養療法科技士の職務
	2級	薬剤師、特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う放射線室技師、検査室技師、リハビリテーション室技士、医療機器管理室技師、栄養療法科技士の職務
医療職給料表（三）	1級	准看護師、看護師等の職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする看護師等の職務

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い導入される会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定めるため。

